



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治肥料経済史の一断面
Author(s)	田中, 慎一
Citation	経済學研究, 44(4), 44-64
Issue Date	1995-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31982
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(4)_P44-64.pdf



明治肥料経済史の一断面

田 中 慎 一

はじめに

柳田国男(1875~1962)は戦後になって73歳で刊行した著作『北国紀行』(実業之日本社, 1948年)に, 往年の日記を収録した。33歳のときの旅行日記である。1909(明治42)年5月25日~7月8日, 柳田は木曾・飛騨・北陸路を視察旅行したことがあった¹⁾。40年前の旅の記録である。記憶の意味を重んじた人²⁾だけに日記を大切にしていたことは当然としても, 晩年にいたるまでよく保管していたのは特に愛着あるものだったからであろうし, それを公にするからにはなんらかの価値あるものとみなしていたからだろう。そして確かに, 本書が公刊されて更に50年近くを経ようとしつつある今日でもなお価値ある叙述に出会うこともできるのである。

それは, 6月14日金沢に到着した翌15日, 石川県農業事情をメモするなかで肥料にも言及するところにてでくる。

「市の周辺農村の肥料としては下肥が一石八十銭ほど, 一石は三荷あまりなれば, ほゞ東京の差配人の収入と同じほどか。³⁾」

という, 一見なんの変哲もないような文章であ

る。わずかこれだけのワン・センテンスであるけれど, 好みのまま細部をこだわりつつ微視すれば, 三つのことを言わんとしているだろう。はじめの, 金沢市内の人糞尿が金沢周辺の近郊農村で肥料として利用され, その下肥としての価値, つまり人糞尿価格の金沢相場が1石当り80銭であること, つぎの, 1荷分の人糞尿は約3斗3升であること, これらにはなんら問題ないし, よくわかることである。むしろ農政学専攻者として, 代表的な近世農書である土屋又三郎『耕稼春秋』・『農業図絵』⁴⁾を生みだした金沢という土地柄への好感を伝えさせもするくらいである。

問題は三つめである。東京の差配人は一応わかるが, 差配人の収入を何と比べているのか, そして両者が同じくらいと肯定形で言っているのか, それとも同じ程度であろうかと疑問形で言っているのか, はっきりしないからである。他の箇所でも柳田が差配人に言及していれば, それを参考にして考え直すこともできるのだが, 差配人はこの1箇所しかでてこない。あの膨大な柳田の全著述のなかで, 差配人のことは, 青年期もようやく終わるころ金沢という北陸路で我が家のある東京を想いつつ書きとめた「東京の差配人」という, この1箇所しかでてこないのである。地主経営と関係深い差配人という文字を一度しか書いていないとは, 元農政学徒にして終生, 農にこだわりつづけた民俗学者にしては意外な感がある。差配人にたいする関心の薄さのゆえ結果的にそうならざるをえなかったとすれば, 差配人という言葉が都市・農村の地

1) 当時, 柳田は法制局参事官で宮内書記官を兼ね, また全国農事会(のちの帝国農会)の幹事となっており, この年の3月には『後狩詞記』を自家出版(50部)したばかりであった(『定本柳田国男集』別巻5, 筑摩書房, 「年譜」)。

2) 柳田の人間と思想に肉迫した橋川文三『柳田国男』(講談社学術文庫, 1977年), 参照。なお, 本書に付けられた神島二郎氏による「解説」は, 短くはあるが出色のできばえで, 味読するにたる。

3) 柳田国男「北国紀行——明治四十二年——」(『定本柳田国男集』第3巻, 所収)138頁。

4) 農山漁村文化協会版『日本農書全集』第4巻・第26巻, 参照。

主的支配と因縁あるものだけに、いささか奇異な印象をうけるのである。

それゆえ、ここだけで強いて解釈するしかないとするれば、人糞尿が1荷27銭という計算になるから、人糞尿1荷につき27銭程度の収入を東京の差配人は得ているかどうか、という自問ではなかろうか。

いずれにしろ、東京市中の人糞尿が東京周辺の近郊農村で肥料として利用され、その下肥としての価値が実現するにあたり、差配人が関係していたことになる。ところが、東京の差配人は地主・家主と借地・借家人のあいだに介在するものである。とすれば、かかる重層の人間関係において、家主所有の長屋に住まう借家人の糞尿や、地主所有の借地上の長屋に住まう借地人の糞尿はそれが下肥として価値実現するばあい、その代価はどの階層に帰属することになったのであろうか、またその帰属過程で取得権をめぐりいかなる対立が起こりえたのであろうか。これを本稿は問題とするのである。

ところで、明治肥料経済史の先駆的研究と目されるべきは戸谷敏之『明治前期に於ける肥料技術の発達』(日本常民文化研究所, 1943年)であるが、そこにおいては「主肥⁵⁾」としての人糞尿が力説・記述されている。その戸谷氏は本書刊行の1年ほど前に、『帝国農会報』に「近世小作制度の態様とその変質について」と題する論文を3回にわたって発表されている。この戸谷論文は「大審院民事判決録」に着目し、これを主たる資料に用いて課題に立ち向かわれたのであるが、そうされたのは「該書は、入会権のみでなく、小作制度、地租改正、農業水利、漁業権などの問題につき豊富な資料を収蔵している。⁶⁾」との評価にもとづいていたからであった。戸谷氏の刮目に筆者はもう一つ付け加えておく。「大審院民事判決録」には下肥経済にかん

する看過すべからざる史料を見出すことができるからである。かかる意味で、本稿は戸谷氏の問題意識をも継承するものである。

I 長屋における雪隠の存在形態

明治初年、東京は「第六大区四小区深川八名川町二十五番地⁷⁾」なるところに、1棟の長屋があった。同町に住所をさだめる「小原勝五郎⁸⁾」なる人物がこの長屋も、その土地も共に所有していた。地主と家主をかねていたのである。この貸長屋は6戸が入居できる6軒長屋であった。

このうち、1戸が入居する1軒分の敷地はつぎのようになっていた。間口が2間(1間=6尺≒1.8m)だから、約3.6m)、奥行が3間(約5.4m)、建坪は6坪であった。この建坪のほかに奥行1間の2坪の庭地がついていた。合わせて8坪になる。この1戸当り8坪の敷地には、さらに間口およそ半間の約1坪(ただし地主の厳密な測量によれば1坪3合3勺3才)の「下掃除道」なるものが付属地としてついていた。したがって、1戸当りの建坪と庭地と「下掃除道」を合わせると計9坪になっていた。これが6軒分あるのだから、建坪の総面積は36坪、庭地の

7)8) この番地や人名は1878(明治11)年11月、「大審院民事判決録」の第193号「下掃除代取戻一件上告ノ判文」にでてくるものである。1878(明治11)年6月3日に上告され、同年11月19日に申し渡された、この「判文」は『明治前期大審院民事判決録』3(三和書房, 1958年)に収録されている。以下、本稿で、この「判文」から引用を行なうばあいは注記をはぶくことにする。なお、この番地は1878(明治11)年からは東京府深川区深川八名川町25番地となる。すなわち、1878(明治11)年7月、郡区町村編制法がさだめられ、大区・小区制をやめ、行政区画として郡町村を復活し、別に人民輻湊の地を区とするようにした。これにより同年12月、東京府は従来の大小区制を廃し、府内に15区6郡をもうけた。麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂・四谷・牛込・小石川・本郷・下谷・浅草・本所・深川の15区であり、荏原・東多摩・南豊島・北豊島・南足立・南葛飾の6郡である。その後、1888(明治21)年4月、市制・町村制が公布され、翌1889(明治22)年5月、東京府は区部に市制を、郡部に町村制を施行した。これにより東京府15区は東京市15区となる。

5) 戸谷敏之『明治前期に於ける肥料技術の発達』(日本常民文化研究所, 1943年)14頁。

6) 戸谷敏之「近世小作制度の態様とその変質について」(『帝国農会報』第32巻第4号, 1942年)2頁。

総面積は12坪、小計すると敷地の総面積は48坪、「下掃除道」の総面積は6坪、合計すると54坪になる。

この54坪をもって長屋全体の土地とするわけにはいかない。貸長屋として機能するには、少なくとも路地と共同井戸が設けられるスペースを必要とするが、その面積が正確にはわからないからである。いま路地と共同井戸、と書いた。近世江戸以来のいわゆる裏長屋であるなら、もう一つ不可欠なものがぬけていることになる。共同雪隠である。いま雪隠、と書いたのは本稿が取りあげようとする「大審院民事判決録」に「雪隠」とでてくるからであるが、ここでその語源について簡単にみておくことにする。いろいろと見るべきものはあろうが、やはり大槻文彦博士の『大言海』という言葉のうなばらへ歩み入ることにする。すなわち、

「セッチン(名)雪隠〔宋音、^{セイテン}西浄ノ急呼、せつりんハ、同音ノ仮借字タル雪隠ノ音読、禪家ノ廁ノ義。空華集(義堂)九ニ「若雪寶(山号)明覚、居衆、司此職(持浄)于靈隠、至今、有雪隠之美称」トアルヨリ云フ、或ハ、烏瑟沙摩經注ニ「福州雪峯義存禪師、常住隠所掃除、於是得大悟、故名矣」トアルヨリ云フ、トノ二説アリ。然レドモ、一字ヅツ摘取シテ造語スト云フハ、イカガ、附会ナルベシ。禪林象器箋、殿堂門ニ「和俗呼西浄、為雪隠、云云、按竺仙和尚説、云、靈隠浄頭寮、名為雪隠、云云、又按日本禪刹一覽、建長寺亦掲雪隠字、云云、雪隠、西浄、唐音^{クアツア}適近、遂以為雪隠、而失本名」トアリ。コレニヨレバ、雪隠ナル語ハ、元ト支那、臨安府、靈隠寺^{リンイン}ノ浄頭寮(掃除ノ寮)ノ扁額ノ文字ニシテ、雪寶、又ハ、雪峯ヨリ出デシニ非ザルコト明ラカナリ。長崎ニテ、せんちん、大阪ニテ、せちん、鳥取ニテせんち、沖縄ニテ、志ちん^{カハヤ}廁。便所。コウカ。恭房 潤軒 東司 圓房(因ミニ云フ、寺院ノ北ニアルヲ、雪隠、又、雪陣ト云ヒ、西ニアルヲ、西浄、又、西序ト云フト)三好義長第御成記^{ゴサイジヤウ}(芥隠筆記、南齊異史ニ「蔽廁以青椿」(水戸史館珍書考)トアルニ起ルト云フ、暗合ナリ、サル希靚ノ語ノ、普通語トナル謂レナシ)⁹⁾」

とある。例の「猫」ほどでないにしても、往年の名著たること歴然とする一文ではないか。かかる比類なき修辞をとまなう考証によれば、中国の臨安府にあった靈隠寺、その掃除役にあたる浄頭寮、その門戸にかかげられた横額に書かれていた文字だったのであり、それが日本の建長寺(1253年創建、鎌倉五山の第1位)など禅宗の名刹に用いられ、日本で普及していくものとなったことになる¹⁰⁾。源流を中国における宗教文化の産物とするものの、これが日本へ文化伝播し定着していく過程には雪ふる風土と日本人なりの感性(恥の文化=清浄志向)にもとづく受容があったといえよう。「料理人建長寺だと鍋を見せ」(柳多留)

さて、本筋にもどると、実はこの貸長屋のばあい、雪隠がいったいどうなっていたのかが最大の疑問として浮かんでくるのであり、これを解かねば問題の本質がつかめなくなってしまうのである。今ここで問題提起的に多少なりとも論及しようとするのはそのためである。つまり貸長屋になればならない雪隠、それが常識的に共同雪隠なのかどうか、それはどこに位置していたのか、これらの素朴な疑問は、「大審院民事判決録」に「雪隠」とでてくるものの、この史料によって直接に答えられていないのである。この史料を読み込んでいき、想像力をたくましくするしかない。

いま常識的には共同雪隠になると書いたのは、

- 9) 大槻文彦『大言海』第3巻(富山房、1934年)63頁。
なお『言海』には、「せつりん(名)雪隠(福州ノ雪峯義存禪師、常ニ^{カハヤ}隠所ヲ掃除シテ、大悟ヲ得タリ、因テ名トスト云、或云、雪寶禪師、靈隠寺ノ司廁ノ職タリシヨリイフト)廁ノ異名。セッチン。」とあったから(大槻文彦『言海』1904年、六合館、1927年改版第578版、553頁)、『言海』から『大言海』にかけて、雪隠を解釈するに叙述の一大進展がみられたことになる。
- 10) なお北見俊夫氏は、雪隠という物々しい漢語が広く通用するようになった要因として、こうした五山文化の影響以外に、それ以前から民間でセンヤ(背屋)系統のことば(たとえば阿波の山村では屋外の便所をセンヤというらしい)が素地としてあったという説明をしておられ(北見俊夫「日本便所考 ア・ラ・カルト」、大野盛雄・小島麗逸編著『アジア廁考』勁草書房、1994年、所収、25頁)、一考を要しよう。

近世史研究の成果にもとづく。たとえば、1853(嘉永6)年に成り近世江戸後期の風俗にかんする百科事典的意味をもつ考証随筆たる『守貞漫稿』のなかに、大通りに面した町家図があり、そこには、「路地口」をはさんで左右に、表間口が2間と9尺の「見世」が二つ横にならび、それぞれの背後に数戸つづきの裏長屋が「路次」をはさんで縦に2列にならんでおり、「惣廁」と読める書き込みがある¹¹⁾。この「惣廁」なるものは裏長屋の共同雪隠であろう。

このように喜多川守貞が「惣廁」と書き込んでいることから、当時の裏長屋の共同雪隠は「惣廁」(そうがわや)と呼ばれていたことがわかる。町家における裏長屋の「廁」(雪隠)は「惣」(共同利用)にゆだねられていた。これにかんしては往時の「借屋絵図¹²⁾」にもとづいた知識がえられるし、また簡単な見取図(たとえば図1¹³⁾)やイラストによる復元図(たとえば図2¹⁴⁾)も描かれ

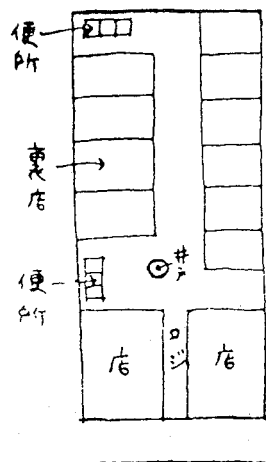


図1 江戸時代の町家の建て方

- 11) 原田伴彦・芳賀登・森谷尅久・熊倉功夫編『図録都市生活史事典』(柏書房, 1981年)93頁より所引。
- 12) 同上書, 95頁には ① 京都に所在した「きのくにや源兵衛所有借屋絵図」, また99頁には ② 「江戸の芝新網町」に所在した「借屋絵図」, それぞれの影印が1葉ずつのせられており, 参考になる。表長屋と裏長屋との違い(表長屋だと2階建のばあいもあるが, 裏長屋だと平屋におちつく), 表店と裏長屋との関係(表店の後背に空地をとり, さらに1本もしくは数本の路地をとす), 長屋空間における井戸・雪隠の配置, 両者いずれも共同利用であること, などがわかる。① のばあい2階建の3戸建と5戸建の表長屋2棟(南側と東側の道路に面する角地に敷地があるため)のほかに, 平屋の5戸建の裏長屋1棟で, その1戸づつの規模は5畳敷の居室に畳1枚分の土間がついたものである。② のばあいはいずれも平屋の1棟の表長屋と3棟の裏長屋で(したがって敷地内に路地が3本ある), うち表長屋(9戸建)と1棟の裏長屋(8戸建)は割り長屋, 2棟の裏長屋は棟割り長屋で, うち13戸建の棟割り長屋には3つの雪隠が, 12戸建の棟割り長屋には6つの雪隠が端に設けられており, 棟割り長屋は「九尺二間」とされている。すなわち, いずれのばあいも裏長屋を構成する1戸1戸の規模はおおむね, いわゆる9尺2間, つまり3坪相当なのである。
- 13) 今和次郎『日本の民家』(鈴木書店, 1922年, 岩波文庫版1989年)99頁より転載。
- 14) 稲葉和也・中山繁信『日本人のすまい——住居と生活の歴史——』(彰国社, 1983年)69頁より転載。本図には近世の町家にかんして, 表店4棟と裏長屋2

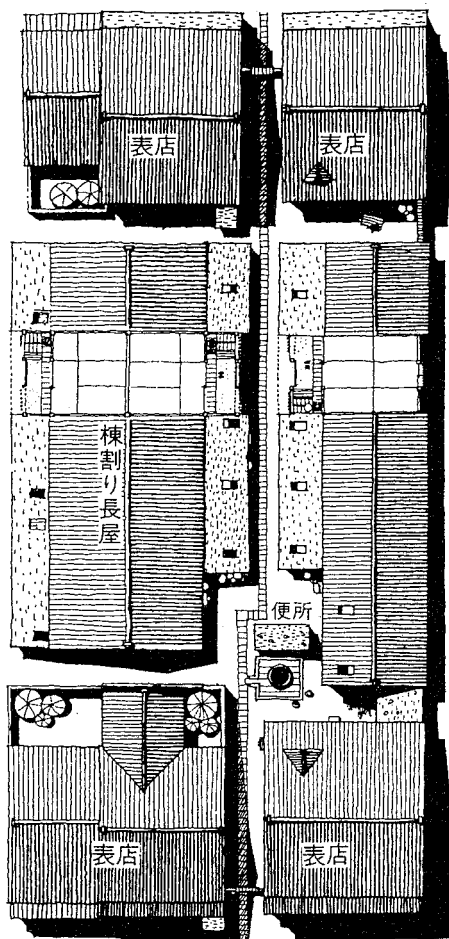


図2 表店と裏長屋および共同井戸・雪隠の配置

ており、通念的イメージといったものをもつことができるようになっていく。そうした図には「便所」と今風に書き込まれているが、当時は守貞風に「惣廁」と書き込まれたごとく、「そうがわや」とも呼ばれていたわけである。こうした呼称をいかにせよ、裏長屋における雪隠の惣有形態であり、これを以下本稿では惣有雪隠ということにする。このばあいの惣有には共同使用・共同管理といった共同占有的権能はあるものの、所有・収益の権能はない、と解しておく。

かかる惣有雪隠は、町家特有の地割のなかに抱き込まれるごとく建てられた裏長屋の位置からして、ある意味では当然の在り方とみなすことができる。すなわち、短冊形を典型とする町家の地割においては、表間口が狭く、奥行が長く、表店の後方には路地が伸びていき、路地から出入りする裏長屋が軒をならべている。その裏長屋を構成する1軒1軒の広さは、間口が1.5～2間、奥行が2～3間ほどで、ふつうはいわゆる9尺2間であった¹⁵⁾とか、最も代表的な底辺層の裏長屋はいわゆる9尺2間であった¹⁶⁾といわれている。いわゆる9尺2間長屋とは1戸の広さが間口9尺(1間半)、奥行2間、つまり3坪で、路地に面する入口・土間・上がり口(これらの一角が台所になる)をのぞくと居室としては4畳半が一間あるだけなのが一般的であった。これでは、そしてこれより多少広いとしても、1軒1軒につけるような戸別雪隠を設けるスペースなどありえないわけである。あるいは、戸別雪隠を有するほどの経済的水準に達していない、といいかえてもよい。

かくして裏長屋においては戸別雪隠ではなく

惣有雪隠であるとの通念的イメージが出来上がっているものであり、それはそれで近世都市庶民生活史を考えていくうえで有意義なのだが、これをそのまま明治初年まで同様にイメージしてよいかという問題が、少なくとも東京深川にあったこの貸長屋のばあい生じてくることになる。

もっとも、旧江戸下町から連続する東京の深川なら、それも明治初年であるからには、近世江戸の裏長屋と同様にちがいないとの推断が比較的簡単に下されることであろう。事実、この貸長屋があった番地の地割も、かかる推断を支持するもののようにもみえる。

すなわち、貸長屋のあった深川八名川町25番地の地割はかなりの精度でわかる。1886(明治19)年～1888(明治21)年に内務省地理局が刊行した「東京実測図」(縮尺、5千分の1)に、図3のごとく示されているからである¹⁷⁾。みられるように、間口が狭いかわりに奥行が深い見事な短冊形で、旧江戸の町人たちが住んでいた代表的な下町の地割が原型のまま現われている。まことに「町の地割は道路に面した間口が制限されて縄張され、奥行きを深くしてやられている。〔中略〕短冊形の細長い宅地が列んで、間口を極端に経済的に使わなければならぬところから、家の間取および屋根のかけ方の工夫にも影響して来るのである」¹⁸⁾

地割はこうなのだが、その地積の方はどれくらいなのかははっきりしない。仮にでも求めてみるしかない。この地割から間口と奥行の比は約1:7とでる。間口はおおよそ5間半程度ではあるまいか¹⁹⁾。とすれば、奥行はおおよそ38間程度となり、この深川八名川町25番地の地積は約200坪となる。一方は表通り(もしくは横丁)、他方は裏

棟(左は棟割り長屋と明記されているわけだが、右が割り長屋になるはずである)が描かれている。表通り、ないし横丁に表店が2棟、面しているから間口の比較的広めの地割が想定された結果となっている。なお、本図が結果的に想定している地割に比べると、後述するように、本稿が問題にする深川八名川町25番地の地割はだいぶ異なる。

15) 同上書、69頁。

16) 前掲『図録都市生活史事典』95頁。

17) 地図資料編集会編、岩田豊樹・清水靖夫解説『明治・大正 日本都市地図集成』(柏書房、1986年)所収。

18) 前掲『日本の民家』97～98頁。

19) 前注12)の②は、前述の「東京実測図」にみえる芝区新網町南側9番地にあたると思われる。それは角地であり、②の1辺は17間と読める。これを後者に対応させることで、縮尺で引かれた間口の長さを推算した。

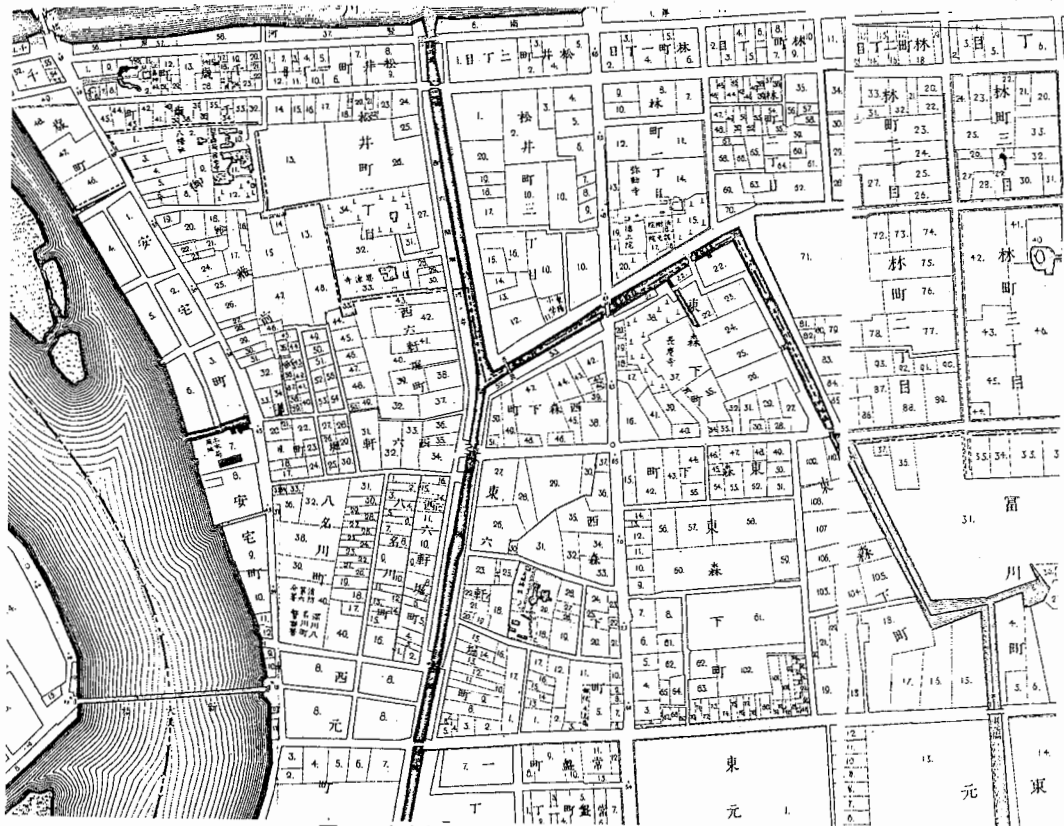


図3 東京都深川区深川八名川町近辺の地割

通り(もしくは横丁)に面した二つの間口にたいして、それぞれ約19間の奥行があり、つまり約100坪の土地がひかえていたことになる。

かかる試算が実体と懸隔いちじるしくないとすれば、深川八名川町25番地にあった貸長屋は間口およそ5間半、奥行およそ19間、約100坪の土地のなかの、おそらく道路に面して表店があったろうから、表店の後背地に建てられていたものであろう。先ほど、この貸長屋の敷地の総面積を48坪と算出したが、それは約100坪のほぼ1/2を占めることになるのである。

さて、地割の間口が5間半で、長屋の奥行が建坪分3間、庭地分1間、小計4間なら、長屋の入口が面する路地の幅はおよそ1間程度になる(なお、近世の町家における長屋の路地については幅3～4尺といわれているから²⁰⁾、その1.5～2倍の幅になり、とくに狭いことにはな

らない)。あわせて5間、まだ半間のこっているが、この半間分が「下掃除道」用にとっておかれているのである。したがって、この深川八名川町25番地の長屋は図2のごとくではありえない。その屋根は表の道路にではなく隣地に向かって平行にかけられることにならざるをえないが、その屋根の下はあらゆる点から、棟割り長屋²¹⁾ではなく割り長屋²²⁾であり、同じ地割のなかに2列ではなく1列の長屋として存在していたこ

21) 長屋のなかの1軒1軒は棟の下に設けられた間仕切りの壁によって分割されているわけだが、その壁がさらに真ん中で左右に間仕切られた長屋。したがって長屋の1軒1軒が左右対称に2列に並ぶことになり、一方の側の日照りや風通しが良ければ、他方の側は悪くなる。狭い敷地には効率的な建坪の取り方だが、そのばあい1軒1軒の間取りは小さくなり、密集的な長屋になりがちとなる。

22) 間仕切りの壁は棟と直角になっているものだけであり、長屋の1軒1軒が同じ1列に並ぶことになり、端の2軒は別としても、ほぼ同じ条件になる。比較的確々とした長屋になる。

20) 稲葉・中山前掲書、68頁。

とになる。棟割り長屋だと二つの路地が必要だが、割り長屋だと一つの路地で一応よいことになる。およそ1間幅の路地があったはずと書いたのも、この点を考慮したからでもある。

屋根のかけ方が隣地に向かって平行になっていれば、屋根の片側の雨水が隣地に入らないようにするには、それ用の土地がいる。まことに「いかほど宅地一ぱいに建てようとしても、軒の雨落ちのための空所を一尺位は存して置かなければならない²³⁾」のである。では、この貸長屋にあった庭地はかかる雨水用なのか。庭地の奥行は1間だから、1尺に6倍し、軒から落ちてくる雨を受けとめる空所用のためだけではなくたことになる。奥行1間、2坪になる庭地があれば、住居文化は確実に向上する。

そもそも、この貸長屋のばあい1軒1軒の建坪は依然として狭いとはいえ、いわゆる9尺2間長屋に比べると、その倍の広さになっている²⁴⁾。

23) 今前掲書、98頁

24) この明治初年から半世紀ほど経た大正期の東京市について、その区ごとの大雑把な特徴が部分的にはあるが、つぎのように描かれている——「大体市の中央をなす麴町、日本橋、京橋は商業区域をなしている。大厦高樓の櫛比せるはこの区域であって、それらは住居というよりむしろ、会社商店の事務所、営業所である。そして交通、衛生の設備の最も完備せるも、この区域であることは云うまでもない。次に東京市の西部および北部の外廓をなす小石川、麻布、赤坂等の諸区は住宅地と見ていい。東京中最も樹木の多いのもこの辺りであろう。家屋の密度は最も低い。地は山の手をなし、住宅地として好適の地をなす。しかしそれは資産家にとってのことであり、無産者とは縁の遠い地域である。最後にわれわれは江東の一帯を見る。煙突は林立している。機械の音が天空にうずまく。工場と長屋と小売店と。それがこの区域のすべてである。そしてこの区域こそ、最も家屋の密集せる所であり、東京市の人口の大きな部分を含んでいる所である。そしてこの区の住民が、労働者と、それを相手にせる小商人とであることは云うまでもない。／＼以上は東京市の例にすぎないが、近代都市であるかぎり、事情はどこでも同じである。市の外廓をなしている工場地帯、そして工場を圍繞する労働者の密集家屋、小商店と飲食店、これが謂うところの「場末」の特徴である。そしてこれこそまた無産者の住宅地なのである。塵埃と煤煙、不潔な溝、泥濘、しかも路地にはめったに日光の見舞うことがない。ここで一戸と云うのは、普通の下部屋にも相当する八畳、六畳、甚しきは四畳に満た

また、庭地がついているから戸棚・物置といった比較的容易な造作なら十分できることになる。そればかりではない。庭地が長屋の入口と反対にあることで(あらゆる点から、この長屋のばあい庭地は長屋の正面の路地側についてはいない)、庭地の一角に雪隠を設ける可能性がひらけることになった。

住居から庭地側に濡縁でもよいから付けて雪隠に行けるようにすれば、雪隠はほとんど住居の一部に組み込まれたも同然となり、季節・昼夜の別なく外に出かける形で惣雪隠を利用してのとは格段の快適さとなる。問題は雪隠を戸別に設けるとしても、そこからどうやって糞尿を汲取りに入り運び出していかである。その通路は長屋の入口の前にある路地とは別に、長屋をはさんで反対の側に路地と平行する形で走っていなければならない。さほど広い道幅でなくとも、たとえば半間程度でよいことになる。まさしく「下掃除道」なのである。

定量化しきれるものではないが、住居文化としてはおそらく、いわゆる9尺2間長屋に比べて倍以上の豊かさを享受できるようになっていたと考えてよからう。必要不可欠の生活手段としての井戸と雪隠、長屋住いゆえ前者は依然と

ぬものが数人の住居である。たとえば最近の深川古石場集団バラックでは、五十二棟を五百二十余戸に仕切り、一戸当り四畳半、しかも居住者はたいいていの家で四、五人、甚しきは八人という家族が息づいている。かかる住宅の採光、通風、まして清潔如何は始めから問題にならない。その非衛生はいうにおよばぬことである。」(社会医学研究会『医療の社会化』1926年、上山春平・川上武・筑波常治編『科学の思想』II、現代日本思想大系第26巻、1964年、所収、342頁) 深川区もそこに含まれる江東の一帯には、1920年代になっても、長屋が多く存在していた。この地帯では1戸といっても、畳の部屋は一つであり、8畳か6畳か4畳の一部屋が数人の住居になっていたという。具体例として深川区深川古石場のばあいがでている。1棟当り10戸に仕切られたバラック長屋が52棟あり、1戸当りの畳の部屋は4畳半で、ふつうは4～5人、多いばあいは8人もの家族が居住していたという。ここに登場する深川古石場は、本稿がいま問題にしている深川八名川町から比較的近辺で、同じように墨田が、隅田川をもっと下った河口近くで、海が間近なところである。

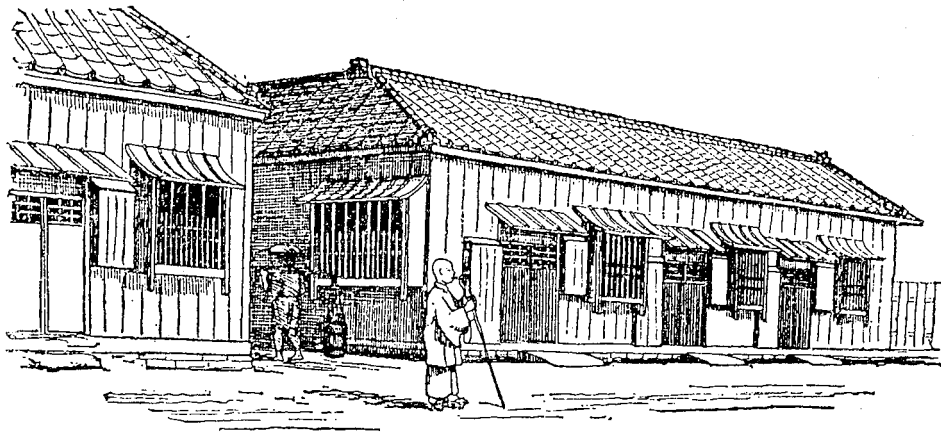


図4 東京の長屋

して共同利用だが、後者が戸別占有に転化したことは、庶民なりに生活水準の画期的な上昇を実感させたにちがいない。

こうした推論が事実大きく反しないとすれば、この深川八名川町25番地の6軒長屋のばあい、貸長屋でありながら、雪隠の惣有形態は解消され、雪隠の戸別占有形態が定着していたことになる。しかも、この深川八名川町25番地の地割は典型的な町家のそれであるばかりでなく、そもそも深川は本所とならび細民(貧民にあらず)の蟄集する2大地区であり²⁵⁾、おのずから密

居度の高くなる長屋の代表的な密集地帯であった。

とするならば、この貸長屋における戸別占有形態という雪隠の存在形態は、なんら特別な例外的なものではありえない。むしろ、一般的、ないしそれほどでなくとも、部分的であれかなりの事象を表わしてくれているものとみなすことができる。明瞭な全体的状況を見まわすことは勿論できないが、筆者の推論を支えてくれそのような歴史的証言らしきものがある。

明治10年代前半に3回来日し、「大森貝塚」の発見者として知られるエドワード・S・モースが最後の日本旅行から帰りほどなくして1886年にボストンで初版本を、1888年にロンドンで改訂第2版を刊行した『日本の住居とその外構』なる著作で、「明治維新いご、東京には、あたらしい建築様式があらわれてきている。それは、ひとつ屋根のもとに、借屋が連続してつづき、各戸には、通りに面して、独立した玄関がついているものだ。」と述べ、図4のごとき「長屋のスケッチ」を示しながら、「これらの建物は、そのほとんどが平屋建で、東京のあちこちにたち、もうめずらしくはなくなった。その裏手には、それぞれ、ちいさな土地がついており、それが庭としてつかわれているようだ。最下層の人の

25) 19世紀末の明治32年に刊行された横山源之助『日本之下層社会』(教文館、1899年)はその本文の冒頭で、つぎのように本所・深川が細民の蟄集地たること、とりわけ深川が平民の割合高きことを強調している——「東京市十五区、戸数二十九万八千、現在人口百三十六万余、其の十分の幾分は中流以上にして、即ち生活に苦まざる人生の順境に在るものなるべしと雖も、多数は生活に如意ならざる下層の階級に属す、細民は東京市中孰れの区にも住み、其の数幾何なるや知るべからずと雖も、東京市全体の上にて、細民の最も多く住居する地を挙げれば山の手なる小石川、牛込、四谷に在らずして本所深川の両区なるべし。蓋し本所、深川の両区は他の十三区に比して旧幕の時代より自ら風習を異にし、封建時代の特色たる武士の住居せること少なく、純然町人より成り、特に商人の類にあらずして職人及人足日傭取の一般労働者より成り立ち、地形の上に隅田川を以て区画せると等しく、人情風俗も一般と異なるものありたり。深川区にては平民一万六千七百七十一人に対して、士族は漸く七百九十一人しか住居せざるが如き、

一例とすべし。」(岩波文庫版1949年、19頁)

とよりすこしうえの、それでもあまり収入のおおくない人びとが、こうした長屋にすんでいるようだ。わたしは、ふるくから東京にすんでいる友人におしえられたのであるが、このように、直接、通りに面して戸や玄関がついている住宅は、明治維新いごにたてられたものだそうである。」と説明している²⁶⁾のが、それである。

モースは表長屋を描いているが、その貸長屋の1軒1軒には裏手に庭地がついており、こうした庭地付き長屋には、最下層(貧民²⁷⁾)ではなく、それより上だが収入の多くない人々(細民)——したがって、かなり分厚い層をなす庶民——が住んでいる、と記録しているのである。モースの観察力は鋭く、肥桶をかついで長屋を出入りする糞尿汲取人を座頭の背後に的確にスケッチしているが、それが日常茶飯事のことでよく眼についたから、わざわざ描き入れておいたものであろう。また、異色な日本農耕文化に寄せた関心からでもあったろう。

以上、いささか推定に淫したきらいがあるが、それがなぜ必要とされたか、長屋における雪隠の存在形態如何が下肥経済にどう関連してくるのかは以下、行論で明らかになってくるであろう。

II いわゆる下掃除代取戻一件の顛末

1. 長屋の切坪売買

この長屋は1873(明治6)年9月9日、「切坪」形態で売買されることになった。すなわち、「明

治六年九月九日被告小原勝五郎所持ノ長家切坪ニテ買取シ」、あるいは「明治六年九月中原告(橋本良安のこと)申立通長屋一棟切坪ヲ以テ原告外五名ノ者へ売却セシ」とあるがごとくであった。

地主兼家主の小原勝五郎が長屋1棟を切坪で6名の者に売却しているのだが、その6名はこの6軒長屋に住んでいた借家人であったと考えてよからう(6名全員がそうであると言いきれる証拠はないが、少なくとも1名は入居していた従来からの借家人であったことに間違いなく、ほかの5名も同様にそうであった可能性がよい)。

この借家人、いわゆる店子の一人に「橋本良安」なる人物がいた。小原と橋本とのあいだに成立した家作売渡証書は、つぎのごときのものであった。

「 証

一第六大区四小区深川八名川町二十五番地ニ補理有之我等所持ノ長屋一棟ノ内間口二間奥行三間ツノ切坪ヲ以一人前金六円ツノニテ売渡則代金不残受取申處実正也然ル上ハ以来貴殿方所持ノ家作ニ相違無之尤此地面ニ建置シ儘売買ノ儀ハ勝手次第ニ候得共取崩外方へ持参ノ儀ハ不相成事ニ曉ト示談致シ置候也然ル上ハ毎月地代銀持参被成候上者其外ヨリ違乱無之若彼是申者有之候得ハ我等罷出埒明可申為後日家作売渡シ証如件

明治六年九月九日 小原勝五郎 印

橋本良安殿

1戸建のような、1家族が専有するように独立して1棟を建てた家、とはこのばあい異なり、6軒長屋をどのように売買するかが問題となっている。「切坪」とは屋敷を分割することの意であるから、このばあい1棟の6軒長屋が6戸の借家人ごとに個別に分割して売買されたのである。間口2間×奥行3間の借家が6円で売買されている。建坪の坪当り単価が1円ということになる。

明治初年における円の貨幣価値の相対的高位を勘案しても、建物の売買価格としては安すぎるというものである。そのため上掲史料にたいして、「一人」「前金六円」と読めば6円はあくまで前金にすぎないと解釈できるかとも一時は

26) Edward Sylvester Morse, *Japanese Homes and Their Surroundings* (London, 2nd ed., 1888) 上田篤・加藤晃規・柳美代子訳『日本のすまい・内と外』(鹿島出版社, 1979年)72-73頁。

27) 貧民は明治後期に入っても、いわゆる9尺2間長屋に住んでいたことは、横山源之助が東京の「貧民の家庭」という項目で、つぎのように書いていることからわかる——「九尺二間の陋屋、広きは六畳、大抵四畳の一小廊に、夫婦子供同居者を加へて五六人の人数住めり、之を一の家庭と言へば一の家庭に相違なけれど、僅に四畳六畳の間に二三の家庭を含む、婆あり、血氣盛りの若者あり、三十を出でたる女あり、寄留者多きは蓋し貧民窟の一現象なるべし。」(前掲『日本之下層社会』岩波文庫版、49頁)

考えたくらいである。しかしそうではなく、「一人前」「金六円」と読むのが正しいであろうから、6円は前金にあらず「一人前」つまり1戸づつの「代金」=売買価格と解釈しているのである。であれば、築後かなりの年数を経もし、また安普請の長屋であったのであろうか、あるいはまた住みなれた店子にたいする家主の温情を含んだ恩恵的価格の意味もあったのであろうか。

もっとも、裏長屋の切坪売買のばあい、建坪1坪当り1円というのが東京深川あたりの相場だったのかもしれない。

ところで、かかる低価格の理由の一つは、これが土地売買価格を含んでいない建物価格だけ、という点にもある。地主兼家主だった小原は家主ではなくなるものの、依然としてその地主であり続けたわけである。店子としての借家人は持家を得ることになったものの、借地人として従来と同じく小原を地主とおおがざるをえなかった。

持家にはなったが、借地にあるため、地主から条件をだされている。この条件付きという点も、低価格の理由の一つになっていたのかもしれない。持家となるからにはそれを売買してもかまわないが、その家屋を分解して他の場所に移すことはできないものとされた。すなわち「取崩外方へ持参ノ儀ハ不相成事ニ^{しか}駁ト示談致シ置候也」、と強い調子で書かれているのがそれである。

このことは逆に、借地人がその持家分を取りくずしてその地以外へ運び去るという事態がしばしば起こっていたことを暗に示す結果となっている。そういう事実が一般的に存在しているからこそ、かかる禁止条件がわざわざ打出されているのである。そもそも裏長屋の借家人は引越しのとき畳・戸・障子も運びだしたが、それはこれらが家財道具として借家人持ちのものだったからであるといわれている²⁸⁾。借家人のときに、家財道具になっているものなら一切合財を運搬していただくくらいである。借家を持家にし

た借地人となれば、その家屋は家財道具たる畳・戸・障子の延長上にあり、動産視されていき、移動の対象となってもおかしくないわけである。むしろ、それ自体が最大の家財道具と見立てられることになったのであろう。

旧借家人であるにもかかわらず借地人がそういう行動をとりうるなら、旧家主も対抗措置をとらざるをえなくなり、地主としての一防衛手段が家屋分解移転禁止の約定事項なのである。ともかく、家屋所有権への一定の制限であり、借地上の建家ゆえの制約条件である。

そしてまた、借地人は「地代銀」なる借地料を月払いで地主のところへ持参するものと取りきめられた。なお「地代銀」という呼称は、江戸期の銀貨による支払いが明治期に入り貨幣制度変革にともなう形態変化をこうむりながらも、実体的に継続していたことを示してもいよう(賃銭・賃銀と同類になろう)。

こうしたことがこの「家作売渡シ証」に明記されているわけだが、これ以外に、たがいに証書は取りかわさなかったものの、二つの「口約束」がなされていた。まず、

「明治六年九月九日付ニテ被告小原勝五郎所有ノ建家間口拾貳間ニ奥行三間六戸ノ貸長家切坪ヲ以間口二間奥行三間雪隠トモ買取庭地トモ八坪ノ地代ヲ可払約」(圈点引用者)

という内容のものが、第1の約定である(以下これを「口約束」①とする)。

つぎに、

「其他下掃除道ノ地代ハ掃除代金ヲ以テ被告(小原勝五郎のこと)可受持約ヲ成シ」

という内容のものが、第2の約定である(以下これを「口約束」②とする)。

そして、この二つについては「右両約トモ口約束ニシテ互ニ証書ハ無之ケレトモ」との、ことわり書きがなされている。

なお、これらの「口約束」と称するものは、後日、大審院に上告した際、原告となった橋本良安による「上告ノ要領」のなかで示されたものである。引用文中で小原勝五郎が被告となっ

28) 稲葉・中山前掲書、69頁。

表1 いわゆる下掃除代取戻一件関係年表

西 暦	和 歴	月 日	記 事
1873	明治 6	9. 9 不 詳 12. 31	深川八名川町25番地の貸長屋の切坪売買（「雪隠トモ買取」） 借地人橋本良安による「家作買取後戸棚・物置等建継」 橋本が地主小原勝五郎へ借地料納入
1874	明治 7	1～ 9 不 詳	橋本による返金要求および借地料滞納 小原が東京裁判所に出訴 橋本が林町区裁判所に出訴
1877	明治10	5	東京裁判所の判決（原告小原，勝訴）
1878	明治11	3. 16 4. 5 6. 3 11. 19	橋本が東京上等裁判所に控訴 東京上等裁判所の判決（原告橋本，敗訴） 橋本が大審院に上告 大審院の判決（原告橋本，敗訴）

『明治前期大審院民事判決録』3（三和書房，1958年）368～369頁より作成。

ているのはそのためである。

こういう引用の仕方がわかりづらいことは承知のうえである。容易さより厳密さを期したことによる。また先ざき，本稿にたいする反証が試みられることも仮にありうるとすれば，今から手がかりを提供しておいた方が好ましいにちがいない。

因みに，本稿が取りあげている「大審院民事判決録」第193号「下掃除代取戻一件上告ノ判文」は，全体としてはかなり長文になるものだが，そして事の発端（明治6年9月9日）から終結（明治11年11月19日）まで5年以上の歳月を経る過程で（表1），利害関係の焦点が「下掃除代」確保に収斂していったように，雪隠をめぐる経済的ミクロコスモスが成立していたにもかかわらず，「雪隠」なる言葉は前掲の引用文の圈点をつけた1箇所にししか出てこない。本稿のはじまりがいささか円滑を欠くことになった一因は実に，かかる史料上の隘路にある。

それはともかく，以上二つの「口約束」は，つぎのような意味になっていた。

深川区深川八名川町25番地に小原勝五郎が所有していた貸長屋は間口12間，奥行3間の建家で，間口2間ずつの6軒長屋であったが，これをそれぞれ6名が「雪隠トモ買取」ったのであり，6名の借地人はそれぞれの借地料として戸別の建坪6坪（間口2間×奥行3間）+庭地2坪＝計8坪の地代を支払うことにした（「口約束」①）。

また戸別の，建坪+庭地＝計8坪の他にある約1坪（厳密には1坪3合3勺3才）分の「下掃除道ノ地代」も，借地人は負担しなければならず，それは地主が收取できるものだが，地主小原は「掃除代金」を「受持」つことができることでその收取にかえることにした（「口約束」②）。

こうした「口約束」によって，借地人橋本は，つぎのように理解していた。自分の借地は，建坪+庭地+「下掃除道」＝6坪+2坪+約1坪＝計約9坪である。このうち，建坪と庭地，小計8坪分の地代は自己負担の貨幣で支払う。あと約1坪分の「下掃除道ノ地代」が残っているが，これには「掃除代金」をもって当てることにし，地主側がこの「掃除代金」を受けとるものとする。

2. 借地人の「地代銀」納入

家作売渡証書には毎月持参となっていた「地代銀」を，借地人橋本は滞納していたらしく，橋本が借地料を納入しようとしたのはその年の大晦日となる。すなわち1873（明治6）年12月31日，橋本は妻の「テウ」（「蝶」の音を片仮名でこう表わしたのではあるまいか。そこで以下いささか便宜的だが妻お蝶と示すことにする）に，支払うべき借地料を持たせて地主のところへつかわせた。「同年十二月三十一日ニ九月ヨリ十二月迄四箇月分地代トシテ金壹円妻「テウ」ヲ以テ被告〔小原勝五郎のこと〕へ遣ハセシ」，というのがそれである。

妻お蝶は夫の橋本良安から1円(銀貨であろう)をあずかった。橋本は1873(明治6)年9月から12月までの4ヵ月分の借地料を80銭と考え、1円もたせてやれば、妻は残額20銭を持って帰るはずとふんでいた。自分の借地は建坪+庭地=6坪+2坪=計8坪で、1坪当りの地代は2銭5厘だから、1ヵ月分の借地料は20銭で、4ヵ月分だと80銭になる、と橋本は考えているのである。

なお、こうした経過から、明治初年における東京深川の借地料水準が坪当り2銭5厘(月額)、30銭(年額)だったことがわかる。また、借地料20銭(月額)を滞納しつつも延滞負担金を含まぬまま、ようやく年の瀬に、まとめて支払うのが借地人の行動様式としてあったことがわかる。そしてまた、そうせざるをえない借地人の生活水準も想像できることになる。こうした事実から、わずかながらも庶民の哀歓を垣間見ることができよう。

さて、地主のところへ出むいた妻お蝶にたいして、小原は90銭を納めさせる。橋本への貸地は建坪+庭地+「下掃除道」=6坪+2坪+約1坪=計約9坪であり、1坪当りの地代は2銭5厘だから、1ヵ月分は22銭5厘、4ヵ月分で90銭になる、と小原は考え、1円を持参してきた橋本の妻に釣銭として10銭しか返さなかった。つまり地主が要求したのは敷地(建坪と庭地、1戸当り8坪)の地代だけではなかった。

地主が「下掃除道」の地代をも要求したのは、すでに「雪隠」も売りわたしていたので、雪隠と関連している「下掃除道」、これの地代も借地人から収取すべきだと考えたからである。「下掃除道」とは雪隠から人糞尿を汲取らせるため、表通りから直角方向に、間口約半間で、長屋に沿って細長く設けられた通路であり、この「下掃除道」を通らなければ人糞尿の汲取りができないという意味で、本来の敷地(建坪と庭地)以外にどうしても必要となる空間であった。

こうして妻お蝶が持って帰ったのは20銭ではなく、10銭となったから、これを予想していな

かった橋本の気持はおさまらない。年が明けて、翌1874(明治7)年1月から、地主小原にたいして橋本は、前年9月~12月の地代として90銭はとりすぎであり、10銭を返すよう要求し始める。すなわち、「豈図ンヤ九坪ノ割合ニテ九拾銭引去ルニ付約定ニ相違スル過金拾銭可差戻掛合中」となったのである。これによって、旧来の地主兼家主と店子との好誼の間柄がこじれていくことになる。

そもそも長屋では、その住人がみな借家人であるばあい、「下掃除代」は家主の収入になるのは無論のこと、「下掃除道」の地代も借家料と込みになっていたものであろう。ところが、借地のまま持家となったので、新しい事態となった。従来の借家料のなかから地代部分が分立してきたのである。その地代には敷地(建坪と庭地)地代と「下掃除道」地代とがある。問題は、「下掃除道」地代まで地主が要求してきたことにあった。

地主が依然として「下掃除代」を受けとっているのだから、その「下掃除代」のなかには「下掃除道」地代も含まれているはずで、借地人としては「下掃除道」地代を納める必要はない、そもそも地主が従来、「下掃除代」は受けとったが、借家人に「下掃除道」地代は要求してこなかったのではないかと、借地人は考えたのである。

3. 東京裁判所への出訴

長屋1棟をその借家人に売却してから1年が経った1874(明治7)年9月、地主小原は借地人橋本を、東京裁判所へ訴えた。すなわち、「明治七年九月中被告〔小原勝五郎のこと〕ヨリ自分〔橋本良安のこと〕へ掛東京裁判所へ建継雑作取払並隣地土台際迄九坪三合三勺三才有之トテ地代金滞ヲ出訴セラレ」とあるがごとくであった。

ところで、小原はなぜ初めから「東京裁判所」に出訴したのであろうか。あるいはまた、なぜ初めは「区裁判所」に出訴しなかったのであろうか。この疑問をいちおう検討しておく。そのためには、明治初年における東京府下の裁判制度を必要なかぎり簡単にでもみておかねばな

らなくなる。

近代日本司法制度の体系化過程の起点は、1875(明治8)年4月14日の「大審院」設置および同年5月24日の「大審院諸裁判所職制章程」(太政官布告第91号)などのいわゆる明治8年改革になるとされ、これによって大審院以下諸裁判所の構成が定められ、上位から順に大審院——上等裁判所——府県裁判所——裁判支庁となり、このうち府県裁判所(東京府のばあい「東京裁判所」)が民事事件についてはすべて第1審として裁判することになった。なお、このなかで「裁判支庁」は1875(明治8)年12月28日「裁判支庁仮規則」(司法省達第15号)によって定められ、府県裁判所が置くことのできるもので、民事については100円以下の事件を裁判する権限を認められた。実際には裁判支庁が最下位の裁判所となったわけだが、これはそれまでに存在していた「区裁判所」に相当するものであったとされ、民事については金額の多少にかかわらず訴訟人の情願にもとづき勧解をなすことが認められており、民事事件については裁判を行ない判決を下すことよりもむしろ和解に重要な地位を与えていたとされている²⁹⁾。

したがって、たとえば裁判支庁設置の歴史的前提として区裁判所があったというように、本稿が今とりあげている1874(明治7)年9月にかかる近代日本司法制度の体系化過程の起点以前にあたっており、やや複雑な様相を呈していたから、それを東京府下にかぎっても若干みておかねばならないわけである。

東京府下の裁判権は1871(明治4)年8月18日、司法省に吸収された。同年12月27日、司法省内は一局を設け、「東京裁判所」と称した。また、1872(明治5)年3月24日に定められた「各区裁判所章程」によって東京府6大区に「区裁判所」が設置され、「元金額百両二過」ぎることのない民事訴訟を取扱うことになった(もともと当座は2大区をあわせて1区とし3ヵ所で、判事が

出張して事務を取扱った)。そして、1872(明治5)年8月3日太政官達をもって制定され、同年9月1日から施行された日本最初の裁判所構成法といえる「司法職務定制」によって、裁判所は5種と規定され、そのなかで、「府県裁判所」は各府県に設置されるところの府県名を冠するものであり(たとえば東京裁判所)、「区裁判所」は府県裁判所に属するところの地方の便宜によって設置されるもので、民事訴訟ならば「元金百両迄の事件」を判断することができた。このうち、「区裁判所」には、先の「各区裁判所章程」に含まれていた共同体規制の是認が依然として存置したとされ、その例として「総テ詞訟ハ原告被告共寄役人付添ヒ願出ヘシ裁判言渡シノ上ハ又雙方寄役人ニ命シ其方ヲ尽サシム」(第72条)なる規定が示されており、この規定は「近代的裁判制度への近接を標榜する司法職務定制の中で奇異な印象を与えるものである。こうした内容の規定は、八年一月二八日の裁判支庁仮規則においては全く消失しているが、旧幕時代の旧慣をそのまま維持せしめた点に、未だに払拭し切れない前近代性をみることができよう。」とみなされているのである³⁰⁾。

かくして、1874(明治7)年9月の時点で小原五郎が訴えていく先としては深川の区裁判所(これは深川の林町にあったらしく、「林町区裁判所」と呼ばれていたようである。なお、深川の林町は八名川町から隅田川と反対方向に六間堀川および五間堀川をこえたところにある近所にあたる³¹⁾)、もしくは東京裁判所があったことになる。こうした二者択一の可能性のうち、東京裁判所の方が選ばれたのはなぜかという問題である。

もし区裁判所に訴えでんとすれば、町役人に付き添ってもらわねばならず(そのためには前もって出訴理由について町役人の賛意を必要とす

29) 染野義信「司法制度」(『講座日本近代法発達史』2、勁草書房、1958年、所収)106-109頁。

30) 染野義信「裁判制度」(『講座日本近代法発達史』6、勁草書房、1959年、所収)55-65頁。

31) 林町の位置については前掲図3の右上手の方をみられたい。

る事態が生じよう),裁判の申し渡し後には裁判の内容・実現につき町役人をして町方へ周知万全ならしめねばならず,総じて共同体規制の枠内におさまっていなければならなかったのではないか。そのばあい,地主的利害を共同体的利害に優先させることにはむしろ難があり,出訴後の経緯に支障をきたすことが予想されたのではないか。その背景にあるのは,町家共同体としての利害共同関係が地主の利害と必ずしも一致せず,時には地縁共同体コスモスに地主の利益が解消されかねないという事態ではなかったか。

とするならば,町家に人数としては圧倒的に多数存在する借家人・借地人たち,その一人を地主が訴えでる先として,共同体規制が作動しかねない区裁判所を忌避したのは大いに理由あることになる。共同体規制下において,原告・被告いずれか勝ち負けをはっきりさせる裁判所形式は利益共同体をそこなうものとして選択されにくく,むしろ和解形式こそが期待される。しかし和解形式では地主的利益を貫徹しきれないとみて,このばあい小原勝五郎は初めから民事裁判にもちこみ白黒の決着をつけたいと考えたのであろう。初審を東京裁判所にして原告として立たんとしたのは,地主として必ずや勝訴できるとの成算があったからにちがいない。

さて,このばあい,出訴の目的は二つあったことになる。一つは,1873(明治6)年9月9日の「家作買取」の後,橋本は戸棚・物置などを「建継」したので,これらを取りはらわせたいこと,もう一つは借地人橋本の借地面積は隣地の土台まで正確に測ると9坪3合3勺3才になるが,橋本が負担しなければならないと考えている地代は8坪分にすぎず,残り厳密には1坪3合3勺3才,およそ1坪分の地代は負担する気がないので,この滞納分をはらわせたいことにあった。

4. 林町区裁判所への出訴

東京裁判所に訴えでられた借地人橋本は逆に,地主小原を,深川の区裁判所にあたる林町にあった林町区裁判所へ訴えた。すなわち,「被告〔小

原勝五郎のこと〕カ地代請求ノ訴ヲ起サハ原告〔橋本良安のこと〕モ更ニ明治六年九月九日ヨリ今日迄ノ掃除代金速ニ受取度旨林町区裁判所へ出訴セシ處」とあるがごとくであった。

地主が「下掃除道」地代を請求してくるなら,明治6年9月9日より借家人から借地人になった自分としてはその時点より今日までの「掃除代金」を請求できる,と橋本は主張しているのである。この訴えの背後には,「下掃除道」地代を請求されるなら地主に支払うこともありえ,そのばあいには地主として受け取ってきた「掃除代金」は今度から借地人としての自分が受け取ることにならざるをえないが,それでよいのだな,という意味が込められている。

かかる含意は共同体的関係を活用したいとの願望から出てみよう。そのことは区裁判所の利用となって現われているだろう。

すでに小原が東京裁判所へ出訴しているにもかかわらず,裁判所の等級構造からすれば府県裁判所にあたる東京裁判所より下級に位置する区裁判所にあたる深川の林町区裁判所へ,橋本はなぜ出訴したのであろうか。理由は,前述した小原のばあいと正反対になる。区裁判所なら共同体規制がうまくはたらき,和解にもちこめる,和解となれば普通はいわばギブ・アンド・テイクの関係になりやすく,「下掃除道」地代が地主につけば,「掃除代金」は借地人につくことになる,と目論んだのであろう。

ところが区裁判所における小原の対応は,「被告〔小原勝五郎のこと〕答ルニ下掃除ナル者ハ其地ニ就テ生スル利益ニシテ地主ノ所得ナルハ古来習慣衆庶ノ知ル所ニシテ原告〔橋本良安のこと〕ノ請求ニ難応旨答弁セリ」というものであった。これでは和解成立の余地はない。橋本の期待は裏切られることになる。

そもそも,下掃除というものは利益をもたらすものだ,という大前提がある。かかる前提のもとで,下掃除がもたらす利益を,土地所有関係において誰が取得するか,が問題となる。地主小原の主張は,つぎのようになる。

下掃除代はその雪隠のある土地からあがる収益であり、その土地を所有する地主の所得になるものであることは多くの人が知るところの古くからの慣行であるがゆえに、借地人が雪隠所有者であっても、地主としてはこの下掃除代を渡すわけにはいかない、というのである。雪隠所有に優位せんとする土地所有にもとづく地主的利益貫徹の主張である。そのため、下掃除代は地代的な土地所有収益であるから、地主所得になるのであって、雪隠所有収益ではないから、借地人所得にならない、とみなされているのである。

その答弁に、「古来習慣衆庶ノ知ル所」とあるのは、共同体内部および共同体間での了解事項であるから、今さら共同体的に再考するには及ばない、という地主側の確信を示すものである。

5. 初審(東京裁判所)の判決

こうして林町区裁判所で和解は成立せず、東京裁判所が初審となった。原告小原の訴えにたいし、被告橋本は、つぎのように応じた。

「建継雑作」は小原の「承諾ニ付取払フヘキ理ナク」、また「掃除道ノ地代ハ之ヲ払フヘキナシ何トナレハ下掃除代ハ……〔小原〕勝五郎ニ於テ受取居レハナリ」、「掃除道ノ地代ヲ払フトキハ下掃除代ヲ差配人へ渡スヘキ理ナキナリ何トナレハ下掃除代ヲ差配人へ渡し置タルハ掃除道ノ地代ヲ払ハス其手数ヲ省クカ為ナリ然ルヲ右地代払フトキハ差配人ノ関スル理ナキヲ以テ掃除代金ヲ請求」するものである。

すなわち、(1)戸棚・物置などを取り付けたことについては事前に地主の承諾をえているので取り払わねばならぬ理由はない、(2)下掃除道地代を地主に払う必要はない、なぜなら下掃除代を地主の方が受けとっているからだ、(3)もし下掃除道地代を地主に払うとすれば、これまでしてきたような下掃除代を差配人に渡すことに理由はなくなる、なぜなら従来、下掃除代を差配人に渡してきたのは下掃除道地代を払うという手数を簡略にするためだったのであり、仮に下

掃除道地代を払うようになるなら、差配人が関与する余地はなくなり、下掃除代を自分のものとして請求できるはずだ、というのである。

なお、被告橋本のいう(3)の抗弁にたいして、原告小原は「下掃除代ハ其地ニ就テ生ル利益ニシテ府下普ク地主ノ所得物ナルハ古来習慣衆庶ノ知ル所云々」と申し立てた。林町区裁判所における答弁の再説であると同時に、下掃除代＝土地所有収益＝地主所得を東京府下の普遍的な慣行であると強調している。そして東京裁判所はこの申し立てを判決に採用することとなる。

ところで、こうした橋本の対応から、地主と借地人のほかに、差配人というものの存在が浮かびあがってくる。下掃除道地代は借地人から地主が収取する一方、下掃除代は差配人に渡されていたという事実である。借地上の長屋の雪隠は差配人の所得源になっていた。

とすれば、地主としては下掃除道地代を借地人から収取しているので、下掃除代の方は借地人へ渡すようにしよう、とはいかないことになる。地主は差配人への報酬として下掃除代をあてていたからである。

かくして、貸地における長屋のばあい、本来的な敷地地代のほかに、二つの土地所有収益が発生しうる。一つは下掃除道地代、もう一つは下掃除代である。そして前者は地主所得、後者は差配人所得となって分立することになる。

さて、東京裁判所は1877(明治10)年5月、つぎのような3点を内容とする判決を下した。

「明治六年九月九日家作買取後戸棚物置等建継タルニ同年一月ヨリ九月八日迄借ラサル地代ヲ……払フヘシ」、「下掃除代ノ何レノ所得ニモセヨ掃除道ハ一家有用ノ地ニ付借受サルヲ得サルモノ」だが「同人〔橋本良安のこと〕又下掃除道ノ地代ハ承諾ナシト雖モ払フヘシ」、「〔橋本良安〕請求スル下掃除代ハ其掃除道タル地代ノ納不納ニ関セス地主ノ所得トスルハ土地ノ習慣ニ付借地ノ際別段契約モ無之上ハ其地主ニ附スヘキ者ニ付……〔橋本良安〕申分不相立」。

すなわち、(1)橋本は借家を持家にしてから取

り付けた戸棚・物置などを取り払わなくともよいが、そのかわり、明治6年1月～9月8日分の地代を地主に払うべきである、(2)下掃除代が地主・借地人どちらの所得となるにしても、そもそも下掃除道は借地人の一家にとって有用地として借りうけざるをえないものだから事前に納入を承諾していないとしても橋本は地主に下掃除道地代を払うべきである、(3)とくに下掃除道地代を納めているばあいには借地人は下掃除代を請求できる、と橋本はいうが、借地人が下掃除道地代を地主に納めていようがまいが、下掃除代は地主の所得になるのであり、このことは土地の習慣であるからして、借地関係を取りむすぶ際にこれと異なる契約が別にないかぎりは、やはり下掃除代は地主につけられるものとなる、というのである。

みられるように、原告小原の申し立てを採用し、被告橋本にはほとんどの点で不利な判決となっている。地主側のほぼ全面勝訴といってよからう。

もともと、地主小原が東京裁判所に出訴したのは1874(明治7)年9月のことだから、判決が下るまでに2年8ヵ月経ていることになる。林町区裁判所に借地人橋本が対抗的に出訴したことが影響していることを勘案しなければならないにしろ、地主側の申し立てにいう下掃除代＝土地所有収益＝地主所得が東京府下の普遍的慣行であるにしては、いささか時間がかかりすぎのような印象をあたえる。ということは裁判所が結論をだすのに、必ずしも容易でないところがあったにちがいない。そうであるからこそ、被告橋本は小借地人という土地所有関係においては弱い立場にあるにもかかわらず、東京裁判所の判決に服することなく、地主小原を相手どって控訴へ、そしてさらに上告へと抵抗することになるのである。以下これを追跡する。(表1、参照)

6. 東京上等裁判所への控訴とその判決

初審の東京裁判所で原告となり勝訴した小原

を今度は被告にすえ、改めて橋本が原告となり1878(明治11)年3月16日、東京上等裁判所へ控訴した。

まず、「原告 橋本良安控訴ノ要領」は、つぎのようにいう。

「明治七年九月中地代滞ト唱へ被告ヨリ自分へ掛り出訴セシヨリ事実取調シニ下掃除道ノ地代ナル旨ナレハ之ヲ払フヘキ理由ナシ何トナレハ下掃除道ハ下掃除ノ為メ有用ノ地ニシテ該掃除代ヲ被告ニ於テ收受シアレハ即チ其收受セシ者ニ於テ地代ヲ払フヘキハ論ヲ俟サルナリ」

すなわち、借地人である自分が地代を滞納している、と地主小原がそもそも訴えたので、地代滞納分というのはどの地代かと調べてみると、下掃除道地代であった。下掃除道地代なら確かに自分は払っていないが、それは払わねばならない理由がないからだ。下掃除道は下掃除をするのに役立つ土地であり、下掃除代という収益をもたらすものだが、これを「収受」しているのは地主の方である。下掃除道に地代が課せられるなら、下掃除道からの収益たる下掃除代を「収受セシ者」たる地主の方が下掃除道地代を負担すべきだ。要するに、下掃除代から下掃除道地代は払われるべきである、つまり下掃除代收受者＝下掃除道地代負担者という主張を橋本はしているのである。

いちおう論理的になっている。しかし矛盾がないわけではない。下掃除道が一義的には誰に有用かという点、雪隠使用者のためということになろう。それゆえ、初審の判決に「掃除道ハ一家有用ノ地ニ付借受ケサルヲ得サルモノ」とあり、借地人一家長たる橋本も借地としての下掃除道を認めざるをえなかった。そしてまた、初審の判決は借地人が下掃除道地代を負担すべきだとし、橋本に下掃除道地代の支払いを命じていた。しかも、下掃除道地代を負担するとすれば下掃除代を請求することになるという橋本の抗弁は初審で採用されなかった。

かくして、橋本は原告として下掃除代の取り戻しを請求することになる。同じ「控訴ノ要領」

は、初審判決をつぎのように批判することで結ばれている。

「其判決ニ曰ク掃除代ナルモノハ其掃除道タル地代ノ納不納ニ関セス地主ノ所得トスルハ土地ノ習慣ニ付借地ノ際別段契約モ無之上ハ其地主ニ付スヘキ者ニ付原告申分不相立ト判セラレシハ其理由ヲ了解スル能ハス若シ之ヲ被告答弁ノ如ク土地ニ就テ生スル利益トスレハ家屋建設ノ地代ハ何物タルヤ即チ該地代ヲ以テ土地ヨリ生スル利益ト云フヘシ亦タ習慣ト云モ無名ニ他人ノ所得物ヲ貪ルモノニシテ是レ之ヲ悪弊ト云フヘクシテ何ソ習慣ト云フ得ンヤ然ルヲ習慣ナリトノ裁判ハ不法ニ付更ニ公正ノ裁判ヲ請フ」

文中の「家屋建設ノ地代」というのがはつきりしがたいけれども、家賃収入(貸家収入)のアイロニカルな表現ではあるまいか。つまり建設した家屋を貸すことで得られる収入は家屋所有収益であって地代にあらず、これをあえて「家屋建設ノ地代」というなら、貸家収入は家屋の家賃から生ずる利益であるはずなのに「土地ヨリ生スル利益」となってしまう。こうした反語的論法によって、下掃除代を「土地ニ就テ生スル利益」と答弁した地主側を皮肉り、これに「土地ノ習慣」と理由づけて採用した東京裁判所を、借地人という「他人ノ所有物」になるはずの下掃除代を地主が貪取する悪弊にもかかわらず習慣と肯定するのは不正と論難し、東京上等裁判所に公正を求めているのである。

ついで、「被告 小原勝五郎代人市川貫三答弁ノ要領」は、つぎのようにいう。

「原告⁽⁷⁷⁾於テ下掃除道ノ地代ヲ払フトキハ素ヨリ差配人ノ関スル理ナキヲ云々ト申立レトモ其差配人タルヤ地内万般公私ノ別ナク取扱ハセル者ニテ何ソ掃除道ノ地代且掃除代ノミニ関スルモノニ無之又習慣ト云モ無名ニ他人ノ所得物ヲ貪ルモノニシテ是ヲ悪弊ト云フヘシ云々ト申立レトモ此ノ文意ニ就テ看ルモ原告不当ノ要求ト云ハサルヲ得ス何ントナレハ悪弊ハ原告一己ノ思想ニ止リ下掃除代ノ如キハ所謂其地ニ就テ生スル利益ニシテ府下一般普ク地主ノ所得物ナルコトハ古来ノ習慣ニテ衆庶ノ確知シ疑ハサル所ナリ然ルモ原告⁽⁷⁷⁾於テ仮リニ之ヲ弁知セサルモノナリト

セハ最初家賃買得ノ際其契約ノアルヘキ筈ナルニ其手続ノ一モ看ルヘキナケレハ原告ニ於テ習慣上地主ノ所得物タルコトヲ曩ニ確知セシモノニアラスヤ」

下掃除道地代を負担するようになれば借地人にとって差配人は無用、したがって差配人所得としての下掃除代も不要になるという橋本にたいして、地主経営における差配人の多機能を強調し、また下掃除代が「所謂其地ニ於テ生スル利益」なるがゆえに「地主ノ所得物」になることは東京府下の普遍的な古くからの習慣であり、そのことを橋本も知っていたはずで、だからこそ長屋の借地のままでの切坪売買のとき下掃除代にかんして別段の契約を作成することもなかったのだ、と反論しているのである。

ところで、「小原勝五郎代人市川貫三」とはどういう意味であろうか。まず「代人」の方である。1873(明治6)年太政官布告第215号により「人民一般商業及ヒ其他ノ事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引等致シ候規則」として制定された「代人規則」をみれば³²⁾、代人とは要するに代理人のことである。この代人規則からすれば、小原勝五郎が被告として法廷に立つべきところ、他人に答弁を委任し、自分の代理として控訴審に同じさせていることになる。つぎに「市川貫三」の方である。地主小原の代人として控訴審で答弁するのだから、法廷陳述を得意とする弁護士かということ、そうではあるまい。もしそうなら「代言人³³⁾」というはずである。あくまで代人であって代言人ではないにしても単なる代理人ではあるまい。地主小原の差配人にちがいない。つまり、市川貫三という差配人に直接、地主の代理として答弁させることで、地主本人が矢面に立たされるのを回避しつつ、都市の地主経営における差配人の積極的役割を裁判官に印象づけようとしたのではなかろうか。そしてまた、下掃除代がどこに帰属し、それがいかなる根拠によるものかについて、差配人という現場からの声を法廷に反映させることで、だめ押し効果

32) 『明治六年 法令全書』300-301頁。

33) 染野前掲「司法制度」127-128頁, 138頁, 参照。

をねらったものであろう。

同じ「答弁の要領」は、「地代ノ如キハ決シテ下掃除代ニ干預スヘキ筋ニアラサレハ原告ノ請求ニ応シ難キナリ」と結ばれており、土地所有収益にもとづくとする下掃除道地代と、普遍的慣行にもとづく地主所得とする下掃除代との二者を分離して把握することで、二者択一的把握の原告側を否定するのである。

これらをふまえて1878(明治11)年4月5日、東京上等裁判所の「判文」には、

「下掃除代ヲ其地主ノ所得トナスハ土地ノ習慣ナレハ原告ニ於テ之ヲ悪弊ナリト云フ以テ口実ト做シ下掃除代取戻ヲ請求スルヲ得サルモノナリトス因テ原告ノ申分不相当初審裁判所裁判通り可相心得事」

とあり、原判決を支持し橋本の控訴をしりぞけるのである。およそ20日という比較的短期間で審判が下されたことになる。

7. 大審院への上告とその判決

控訴審の敗訴からほぼ2ヵ月後の1878(明治11)年6月3日、橋本は大審院に上告することで、小原という地主を相手に、林町区裁判所から数えて四たび争うことになる。

まず、「原告 橋本良安上告ノ要領」は、最終審を覚悟してか相当長文のものだが、つぎのように締めくくられている。

「下掃除道ノ地代ヲ払フトキハ下掃除代ヲ被告ニ与フヘキ理由アルヘカラス何トナレハ地主ハ其貸地ニ付若干ノ地税ト定メ貸渡シ借地者其地税ヲ払フ上ハ借地内ニ於テ過分ノ利益ヲ得ルモ其借地者ノ為メニ生スル利益ナレハ地主ノ所得トスルヲ得ヘカサルハ論ヲマタス加之下掃除代ノ如キハ土地ニ拠テ生スルモノニ非ス唯り借地者ノ身上ニ拠テ生スルモノナレハ決テ地主ノ関フヘキ理アルヘカ〔ラ〕ス若シ之ヲ地主ニ与ルモ恩恵上ニ成立モノナリ然リ而シテ土地ノ習慣トスルモ其習慣ハ悪弊ナレハ之ヲ改良スヘキ者ナルニ上等裁判所ハ被告カ土地ノ習慣ナリト云フヲ採用セラレ地主ノ所得トナスハ土地ノ習慣ナレハ原告^(マ)於テ之ヲ悪弊ナリト云フヲ以テ口実ト做シ下掃除代取戻シヲ請求スルヲ得サルモノト判決ナリシ

ハ不法ニ付原裁判ヲ破毀セラレンコトヲ乞」

文中の「地税」というのが読み手を混乱させかねない。そのまえにだしてきた「下掃除道ノ地代」と区別して用いているから地代ではなく租税のような印象をあたえもするが、敷地地代を本体とする借地料のことを言いかえているのかもしれないし、やはり、あくまで文字通り土地にかかる租税のことを指しているのかもしれない(後者だと、貸地の地租額のうち一定部分を地主が借地人に負担させたのであろうが、このばあいでも借地料と地租部分との区別がはっきりしていたかどうかかわからない)。いずれにしても、借地にともなって貨幣支払いしていることで借地人は借地保有収益を確保しうる、すなわち借地内から生じうる利益を収得できる、たとえば下掃除代は借地人所得になるはずである。そもそも、下掃除代は土地所有収益ではなく、「唯り借地者ノ身上ニ拠テ生スルモノ」として借地人所得に属するものである。それが地主所得になっているばあいは「恩恵上ニ成立モノ」にすぎず、確たる帰属上の根拠があるわけではない。それが習慣として成立しているなら、改良されるべき悪弊である。したがって、これを認めない東京上等裁判所の判決は破棄されるべきである。

こうした内容の「上告ノ要領」にたいして、大審院の手になる「弁明」がなされ、つぎのようという。

「借地ニ住居スレハ其地所ヲ差配スル者ニ於テ下掃除ヲ所得トナスハ土地ノ習慣タルコトハ上告人ニ於テモ之ヲ自認セシ者ナリトス然ラハ則チ当初該地ヲ借用スルノ時ニ於テ借地人〔即チ上告者*〕ヨリ地主ニ対シ地代ト掃除代ト互ニ相殺スルコトヲ契約セシニアラサルヨリハ俄ニ此習慣ハ悪弊ナリト云フ以テ下掃除代ヲ借地人ノ所得ト為スコトヲ得サルモノトス左スレハ東京上等裁判所カ下掃除代ヲ其地主ノ所得トナスハ土地ノ習慣ナレハ原告〔上告人*〕ニ於テ之ヲ悪弊ナリト云フ以テ口実トナシ下掃除代取戻ヲ請求スルヲ得サルモノナリトスト裁判シタルハ相当ニシテ不法ノ裁判ニアラストス」

*この〔 〕は原文のもの

すなわち土地の賃借がなされる際に、いわば下掃除道地代・下掃除代相殺契約が成りたっていないかぎり、下掃除代が土地所有収益であり差配人所得になるという「土地ノ習慣」は変えられない、したがって東京上等裁判所の判決は不法ではない。

かくして「前条ノ如クナルニヨリ東京上等裁判所ノ裁判ハ破毀スヘキ理由ナキモノトス」という「判決」で結ばれ、この「下掃除代取戻一件」は借地人の原告橋本がいかにしても下掃除代を地主側から取り戻せないまま、敗訴をもって終審となるのであった。

III 結びにかえて

20世紀初め明治末期においても、「下掃除代」=人糞尿代が差配人の収入源となっていた事実を、奇しくも柳田国男は証言する結果となった。1 荷分の人糞尿が汲取られるごとに差配人所得がいくらぐらいになるか、と柳田は旅先の金沢で東京を想って考えたのである。柳田のごときクラスは残念ながら同時代のことであった。下掃除代によって東京の差配人が確保していた所得額を直接に知る機会に恵まれなかったのではあるまいか。

そのばあい、差配人の収入源となった人糞尿は借家人達のものであり、借地人達のものとはもはや収入源となくななりつつあったであろう。なぜか。ここで再び「原告 橋本良安上告ノ要領」にでてきた「下掃除代ノ如キハ土地ニ掘テ生スルモノニ非ス唯り借地者ノ身上ニ掘テ生スルモノナレハ決テ地主ノ関フヘキ理アルヘカラス」という強い調子の一文を味読すべきであろう。

とりわけ中段の「唯り借地者ノ身上ニ掘テ生スルモノ」という表現は、なかなか意味深長ではあるまいか。土地所有優位にもとづく「下掃除代」の地主所得化に対抗し、かかる土地所有収益を否定して借地人所得化を意図しうる根拠がかかる素朴で卒直な表現をとらしているの

である。持家になったとはいえ依然として長屋住いの細民が一人でもって地主を相手どり上告まであえてした真意の核心が込められているものである。

すなわち自家糞尿を、しかも自家雪隠(「雪隠トモ買取」だから戸別雪隠を自家所有することになった)から汲取らせて下肥に供することにもとづく収益であるから、借地人所得になるはずだと主張していたのである。たとえ長屋であっても切坪売買によって持家となり、雪隠も買い取った。ようやく自家雪隠=自家糞尿とした。となれば、人糞尿にたいする収入源としての帰属意識が変わってこざるをえない。借家人であったときには、たとえ戸別雪隠へと生活条件が改良されても、戸別雪隠が収入源となることはなく、依然として地主所得になっていた。これから更に前進し借地上ながら自家雪隠を所有するに至った。かくなるうへは、自家雪隠による生活水準の向上だけでなく、ようやく「下掃除代」取得による一定額の所得確保が可能になるはずだ、と思われたのだった。

裁判の過程で、橋本が途中から「下掃除道」地代を負担してもよい、と言い始めたことには訳がある。一見すると、「下掃除道」地代と「下掃除代」とを相殺する案なのだが、これをだしたのはその方が所得増になると計算できたからである。このばあい、1 軒分の「下掃除道」面積は約1坪である。長屋の1坪当りの借地料は月額2銭5厘である。1軒当り1年間の「下掃除道」地代額は30銭になる。それなら、この「下掃除道」地代を負担した方がむしろ有利になる。間口2間、奥行3間の建坪、それに2坪の庭地が付くという敷地にはある程度の世帯人員の家族が暮せる。その年間の人糞尿量はかなりになる。そうした1戸当りの「下掃除代」が30銭ということはありえない。これの10倍でもきかないはずだ。ごく小家族と見積って夫婦と子供二人の四大家族と仮定して最少量でも年間6石程度になる。あくまでも便宜的だが、本稿の冒頭で紹介した数値(明治末期の金沢相場1石80銭)

を借用してみれば、4円80銭になる。一つの試算にすぎないにしても、これだと16倍になってしまうほどだ。

こうした実体からおおよそかけはなれた「相殺」案に、かくべつ利にさとい地主側がのってくるわけがない。しかも伝統的慣行の重しという強力なバックアップがある。そして、これをのむわけにはいかない明確な土地所有収益を根幹とする地主経営上の理由があった。まず、「下掃除道」地代は地所収入の一部となっていた。また、「下掃除代」は地主経営費に組み込まれもしていた。差配人は地主経営に必要なものであり、差配人への労働報酬に「下掃除代」があてられていたからである。かかる意味で「下掃除代」は副次的な地所収入になっていたといえよう。

かくして借地人の主張は地主側から「原告一己ノ思想ニ止リ」と上手に批判されることになったが、仮に明治初年にはまだそうであったとしても、明治末期に至る30年間そのままであろうはずはない。また、この橋本良安のような借地人は東京市において少数派ではありえない。全くその逆である。明治後期から大正前期にかけての、20世紀初葉の数値であるが、長谷川徳之輔氏の研究³⁴⁾によれば、1905(明治38)年、東京市15区の506,000世帯数のうち、土地所有者数23,300人、したがって土地所有者率4.6%であり、1915(大正4)年、東京市15区の585,000世帯数のうち、土地所有者数21,900人、したがって土地所有者率3.7%³⁵⁾であった。すなわち、東京市15区では総世帯主の圧倒的多数、1905(明治38)年には95.4%(1000人に954人)、1915(大正4)

年には96.3%(1000人に963人)は借地人もしくは借家人だったことになる。借地もしくは借家こそが支配的な居住形態だったのである。宅地ないし住居という生活手段の不動産にたいする無所有層の膨大な集積が東京に集中的に存在していたことになる。

いずれにしても、この小事件の舞台、深川八名川町にしる、区裁判所のあった林町にしる、隅田川も最下流あたり、日本橋方面から浜町をぬけて来るとすれば新大橋(永代橋の上手)を西から東に渡りきってすぐの、いわば下墨東にあたる。さすれば、永井壮吉(1879~1959)好みでこれを手な下墨東綺譚と見る向きもあろう。

因みに、荷風の生まれる前の年に、この裁判は結審していたことになる。その荷風は、のち関東大震災に際し、激烈な突発性糞尿問題の歴史的証言者となって今に残る。すなわち「断腸亭日記 卷之七大正十二年歳次癸亥 荷風年四十五」が語るに、つぎのごとし。

「〔大正十二年〕十月三日。快晴始めて百舌の鳴くを聞く。午後丸の内三菱銀行に赴かむとて日比谷公園を過ぐ。林間に仮小屋建ち連り、糞尿の臭気堪ふ可からず。公園を出るに爆裂弾にて警視庁及近傍焼残の建物を取壊中往來留となれり。数寄屋橋に出で濠に沿ふて鍛冶橋を渡る。到る處糞尿の臭気甚しく支那街の如し。帰途銀座に出で烏森を過ぎ、愛宕下より江戸見阪を登る。阪上に立つて来路を顧れば一望唯渺々たる焦土にして、房総の山影遮るものなければ近く手に取るが如し。帝都荒廃の光景衰れといふも愚なり。されどつら〜明治以降大正現代の帝都を見れば、所謂山師の玄関に異ならず。愚民を欺くいかさま物に過ぎざれば、灰燼になりしとてさして惜しむには及ばず。近年世間一般奢侈驕慢、貪欲飽くことを知らざりし有様を顧れば、この度の災禍は実天罰なりと謂ふ可し。何ぞ深く悲しむに及ばむや。民は既に家を失ひ国帑亦空しからむとす。外觀をのみ修飾して百年の計をなごる国家の末路は即此の如し。自業自得天罰顔面といふべきのみ。³⁶⁾」

34) 長谷川徳之輔「借地・借家法の住宅地市場に与えたインパクトの実証的分析」(日本住宅総合センター『住宅・土地問題研究論文集』第12集、1988年、所収)29-33頁。

35) 長谷川同前論文には、1915(大正4)年の東京市15区の土地所有者率が3.8%と書かれている(32頁)。けれども、1915(大正4)年の東京市15区の世帯数585,000、土地所有者数21,900人という数値が示されており(29頁、30頁の図1-3、33頁の図1-8)、前者で後者を割れば3.7%となるので、本稿ではこちらの修正値の方をかかげておく。

36) 『荷風全集』第19巻(岩波書店、1964年)294-295頁。

ともあれ、問題は小なりとはいえ、この事件の背後に社会経済史的意義を見出すことができる価値認識の有無にある。価値判断のバイアスにとらわれることで、その意義が読み取れないようなら、せいぜい異色の下瀬東綺譚におわるしかなく、その文化史的意義に想い至ることはあるまい。

〔後記〕 1993年10月30日、北海道大学経済学部210室でひらかれた「経済史研究会」で、わたくしは「明治大正農業史の一齣——近代日本肥料経済の一特質——」と題して、司会に西川博史氏をわずらわし、報告することがあった。席上、牛山敬二氏・石坂昭雄氏らが種々質問を寄せられるなか、長岡新吉氏より、町家における

雪隠の位置如何という趣旨の質問をうけたのだった。その時よくは答えられなかったのだが、今この拙稿を書きおえたことで、その問いかけにいささかなりとも応じているとしたなら、取快一時たりうるのである。当日の研究報告をきいていただいた上記の諸氏をはじめとする経済史研究会（幹事宮本謙介氏）のメンバーに、おそまきながら感謝の意を表する次第である。

なお、本稿の概要は1994年12月9日に学部ゼミナールで「明治肥料経済史の一断面——いわゆる下掃除代取戻一件の考察を中心に——」と題して報告したところである。これをきいてくれたゼミナールの学生諸君に、いささか場違いながら謝意を表しておきたい。